

第2回障がい者総合支援協議会資料(素案)からの変更箇所

ページ	変更内容等
表紙 裏表紙	タイトル 「第6期射水市障害福祉計画(第2期射水市障がい児福祉計画)」に訂正
28	第3章 1基本理念 後段に「情報提供体制の充実」を追加 《変更後》 本市では、この基本理念に基づき、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等が総合的・計画的に実施できるよう支援体制を構築するとともに、 <u>情報提供体制の充実等により社会参加の機会を確保し、住み慣れた地域で自らが望む生活を継続</u> できるための令和5年度末の数値目標を定めます。
29	②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者)「27人」を「46人」に訂正 《変更後》 県が策定する長期入院患者の地域への移行に伴う、地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者)は、 <u>46人</u> を見込みます。
30	⑤障がい児支援の提供体制の整備等 下記の内容を追加 《変更後》 保育園や認定こども園、放課後児童クラブ等の地域の保育、教育等の支援を円滑に受けることができるようにするため、利用ニーズを把握し、必要な方が必要なサービスを利用できるよう、障がい児支援のサービスの調整を図ります。
35	【自立訓練(機能訓練)】 ○第5期計画の実績「利用時間数」を「利用日数」に訂正 ○見込量の考え方 「施設から地域生活への移行推進に伴い微増を見込みます。これまでの実績から、1人当たり月18日で推計します。」に修正 【自立訓練(生活訓練)】 ○見込量の考え方 「利用日数は、これまでの実績から1人当たり月15日で推計します。」を追加
44	⑦日常生活用具 ○第5期計画の実績 「介護・訓練支援用具及び排せつ管理支援用具は、計画を上回って推移しています。」に訂正

